

令和4年度

第1回 堺市アスベスト対策推進本部会議

令和4年5月30日

堺市アスベスト対策推進本部

次 第

1 取組方針

2 審議事項 …令和4年度取組内容

- 2-1 飛散対策 …飛散防止対策部会
- 2-2 健康対策 …健康対策部会
- 2-3 普及啓発 …啓発検討部会
- 2-4 調査管理 …市有建築物対策部会

3 報告事項

- 3-1 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）の策定について
- 3-2 臨時対策案件
 - 3-2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チーム
 - 3-2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

1 取組方針

堺市アスベスト取組方針（改定版）【概要版】 令和4年3月

第1章 総則

■ 背景・目的

アスベストの特性等	<ul style="list-style-type: none"> ○極めて細い繊維（直径は髪の毛の1/5,000）の天然の鉱物 ○耐火・断熱・防音に優れた特性があるため、主に建築材料として使用 ○粉じんを吸い込むことによる健康被害が明らかになり、昭和50年頃から法令等による規制
今後の課題	○国土交通省の推計では、アスベストを使用した民間建築物は今後、老朽化に伴い、解体が一層進むと予測
本市における背景	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市北部地域整備事務所工事における飛散事業の発生（平成28年） ⇒平成29年に「堺市アスベスト対策推進本部」を設置し、各局連携による取組を展開 ○本市のこれまでの取組を踏まえ、「堺市アスベスト取組方針」を策定（令和3年6月） ○その後、同年に新たに市有建築物におけるアスベストレベル1建材検出事案が複数発生、改めて庁内連携の強化や、徹底した調査及び適切な管理が必要となる。

対応

庁内連携による取組のルール化や市有建築物対策部会の設置に伴い、「**堺市アスベスト取組方針（改定版）**」を策定（目的：市民の健康を守るため、アスベスト飛散防止対策を着実に推進）

■ アスベスト対策に関する取組方針

- 飛散防止対策：連携・情報共有による飛散防止対策の徹底
- 健康対策：石綿検診等アスベストによる健康被害に対する支援
- 普及啓発：市民・事業者・職員等への正しい知識の普及・啓発
- 調査管理：市有建築物の調査・管理の徹底及び施設管理者への技術的支援

関連するSDGsの目標【ゴール】

ゴール3 すべての人に健康と福祉を



ゴール12 つくる責任つかう責任



推進体制イメージ

<< Step 1 >>

H29.5~

堺市アスベスト対策推進本部

市長、副市長、局長級等

対策チーム（臨時）※

※部会で対応が困難等の特定の事業を検討

施策検討

検討結果報告

検討結果報告等

飛散防止対策部会

- 建築物等におけるアスベストの飛散防止に関すること

健康対策部会

- アスベスト対策における市民の健康に関すること

啓発検討部会

- アスベストに係る知識の普及・啓発に関すること

市有建築物対策部会

- アスベストに係る調査・管理に関すること

<< Step 2 >>

方針に基づく関係部局による総合的な取組の展開及び庁内連携の徹底

第2章 堺市におけるアスベスト対策【取組方針】

飛散防止対策

- (1) 民間建築物の対策
 - アスベスト含有建材が認められる解体等工事に対する計画的な監視指導
 - 吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事に係る補助事業の周知・啓発
 - アスベスト飛散防止に向けた民間建築物の所有者等への啓発
- (2) 災害に備えた対策
 - アスベスト使用建築物の位置情報等のデータ蓄積によるアスベスト台帳の整備
 - 災害時における対応について、災害対応で支援を受ける専門団体等の連携体制を反映させて、本市版の「（仮称）災害時におけるアスベスト飛散防止マニュアル」を作成

健康対策

- (1) ばく露の不安を有する方に対する継続的な検診制度の実施
- (2) 堺市石綿検診受診者に対する「アスベスト健康手帳」の配付
- (3) 「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報紙等を通じて、今後も継続して対象者に適切な情報を提供

普及啓発

- (1) アスベストに関する正しい知識の普及・啓発
 - 市民、事業者、職員等に対して、取組を継続し、研修会等を開催
 - がん教育の一環として、学校教育におけるアスベスト教育のカリキュラムを推進
- (2) 市職員の人材育成
 - 「建築物石綿含有建材調査者」の資格取得により、職員の人材育成を推進

調査管理

- (1) 市有建築物の調査・管理
 - 全市有施設におけるアスベスト（レベル1建材）再調査を継続実施
 - 新たにアスベストと疑わしい建材が確認された場合は、「市有建築物におけるアスベスト含有建材チェック体制フロー」に従い、施設管理者と市有建築物対策部会との連携により、適正な対策を実施
 - アスベストが検出された場合の対応や公表ルールについて検討
 - その他、市有建築物の煙突に係る計画的な改修
- (2) 調査・管理台帳の整備
 - 市有建築物におけるアスベスト（レベル1建材）の再調査を基に、市有建築物におけるアスベスト情報の一元化に向けて、調査・管理台帳の整備を推進
- (3) 施設管理者向け研修の実施
 - アスベスト飛散防止に向けた適正管理として、毎年度、施設管理者向けアスベスト調査研修を建築物石綿含有建材調査者等により実施し、研修内容をHPIに掲載
- (4) 施設管理者向けマニュアルの整備
 - 「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル（改訂版）」について、アスベストの専門家の意見も踏まえ改訂

2 審議事項 ……令和4年度取組内容

2-1 飛散対策 ……飛散防止対策部会

2-2 健康対策 ……健康対策部会

2-3 普及啓発 ……啓発検討部会

2-4 調査管理 ……市有建築物対策部会

2-1 飛散対策 (1/2)

■ 民間建築物の解体等に対する計画的な監視・指導の実施 (通年)

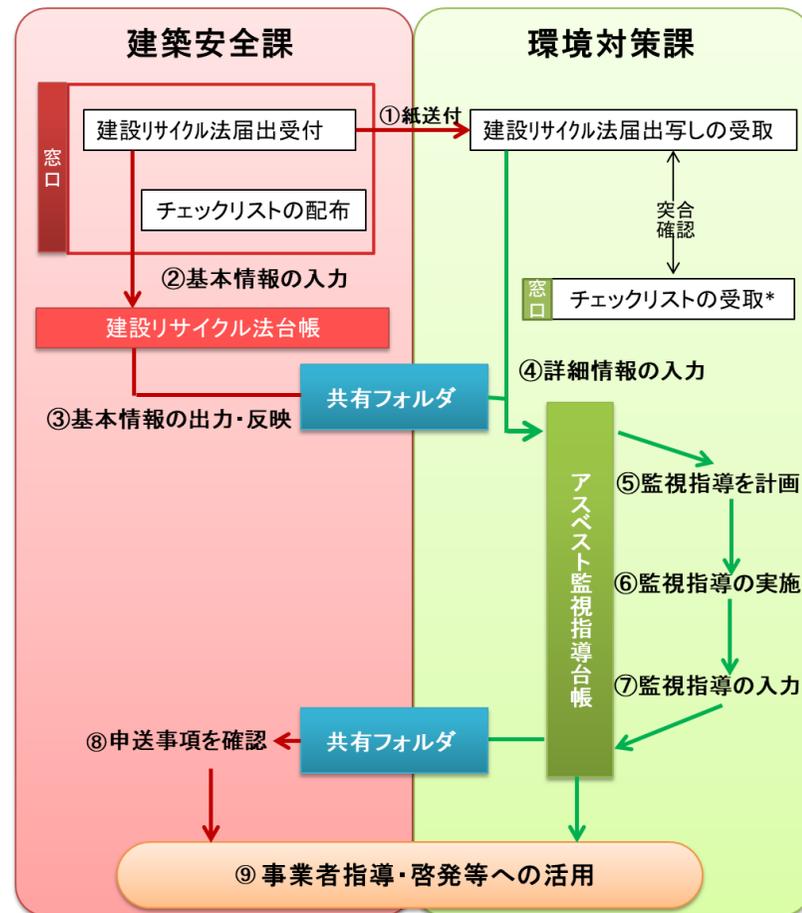
令和4年4月改正大防法施行

⇒元請業者又は自主施工者の事前調査結果報告が義務化
国の「石綿事前調査結果報告システム」への報告が原則

- 堺市が平成29年度以降実施しているパトロール (※) をシステムデータ活用で計画的に実施
 - ※独自のパトロール
 - ・建都局への建設リサイクル法届出を環境局と共有
 - ・大防法届出漏れのチェック、及びパトロールによる作業方法のチェック

【令和3年度実績】

建設リサイクル法届出件数	1,597
解体工事等監視指導対象件数 (届出件数から新築等548件を除いた件数)	1,049
令和3年度確認済み件数	1,023
令和4年度に確認予定件数	26



※チェックリストは、アスベストの有無にかかわらず任意で提出を求めている。事業者自らがアスベスト調査結果や事前調査書面の作成日、掲示板の設置予定日等を記入することで遺漏防止を図っている。

2-1 飛散対策 (2/2)

■ 民間建築物調査データを集約・整理する（～令和5年3月）

- ・平成17年度以降に国交省、厚労省、文科省等が実施した建築物のアスベスト含有調査への回答データの集約、整理により、民間建築物のアスベスト含有状況の把握をめざす
- ・平時の監視・指導、及び災害対応時に参照するデータベースの構築をめざす
- ・データが必要とされる場面での利用形態を見据え、利用に適した整理方法を構築する
- ・集約、整理したデータベースに対して、日常のルーチンワークから得られる情報を反映し、データの確度を高める仕組みを構築する

■ 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）を充実させる（～令和5年3月）

- ・令和3年度にマニュアル素案を策定（当本部会議報告事項参照）
- ・専門家意見の反映、民間建築物アスベスト含有データの集約を踏まえマニュアルを充実させる
- ・マニュアル素案に基づき各局役割の検討を深め、災害対応の具体化をめざす
- ・上記検討内容について地域防災計画と整合を図る（適宜）
- ・市有建築物管理者を対象とした研修において、マニュアル素案を踏まえた災害対応について説明を行う

■ 吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事への補助

- ・吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事に係る補助事業の周知・啓発を引き続き推進する
- ・令和3年度補助実績 含有調査 0件 除去工事 1件

2-2 健康対策

- ・環境省が実施する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」が、令和2年度から「石綿読影の精度に係る調査」に移行したことに伴い、当調査に参加する形で「堺市石綿検診」を実施。
- ・併せて、令和2年度に作成したアスベスト健康手帳（改訂版）を検診受診者に配布することにより、対象者の自主的・継続的な健康管理意識の向上を図る。
- ・また、環境省の「石綿健康被害救済制度」について、対象者に適切な情報を提供する。

■ 石綿検診及び受診勧奨の広報の実施

- ・環境省と「石綿読影の精度に係る調査」受託事務に係る契約を締結し「堺市石綿検診」を実施する
- ・石綿検診制度の広報周知により受診勧奨を行う

〈令和3年度〉

- ・本市ホームページに加え、広報さかい6月号へ掲載
- ・「肺がん・結核検診」会場（5～8月）において検診案内チラシを配架
- ・「中皮腫・アスベスト患者と家族の会」主催の講演会（3月）において制度の広報周知
⇒石綿検診申込者数（平成29～令和2年度：189名 令和3年度：52名）

■ 検診受診者の健康管理の支援

- ・検診受診者に対し、自主的・継続的な健康管理を支援するため「石綿読影の精度に係る調査」の内容に即したアスベスト健康手帳（改訂版）を配布 ⇒令和3年度に継続して実施する

■ 「石綿健康被害救済制度」の周知

- ・環境省の「石綿健康被害救済制度」について、対象者に適切に広報周知を行う

〈令和3年度〉

- ・市ホームページに加え、広報さかい12月号へ掲載

2-3 普及啓発

- ・市民、事業者、職員など多様な対象者に、アスベストに関してそれぞれが必要とする制度内容や知識を、対象者に応じた方法で周知を行う。
- ・市有建築物の管理者に対しては、施設管理上必要な事項を研修し適正な管理をめざす。また建築関係等の専門部署の職員に対し専門性の高い研修により人材育成と技術継承を推進する。

■ 事業者、市民等に向けた制度周知を行う

- ・法令改正等を踏まえたアスベスト対策の現状や制度内容について、建築物所有者（施主）、事業者、市民等向け研修会を実施する（令和5年1月）
- ・関係法令やアスベスト対策制度等の最新情報を堺市HPで公開する（随時）
- ・令和3年度は、コロナ禍の影響により研修会が実施できなかったが、研修資料を堺市HPに掲載した

■ 市有建築物管理者向けの研修を実施する（10月）

- ・市有建築物の管理者に施設管理に必要なアスベスト対策の基本事項を浸透させ、本市の施設管理におけるアスベスト対策レベルを適正、均質に維持していくことをめざす
- ・令和3年度は、11月にレベル1建材の再調査の説明と兼ねて研修会を実施した
- ・令和4年度は、レベル1建材の再調査結果、「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル（改訂版）」、「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）」を用い、平時及び災害時に、施設管理者としてとるべき対応説明を主眼として研修を実施する

■ 学校教育におけるアスベスト教育

- ・がん教育の一環として、令和3年度に改訂した指導資料を用いて、小学6年生と中学2年生にアスベスト教育を実施する
- ・令和4年度は指導資料をさらに改訂する予定

2-4 調査管理

■ 市有建築物のレベル1建材再調査を完了させ公表する（6月）

- ・令和3年11月から各局で再調査を実施 ⇒各局の再調査報告を精査し、疑問点をフィードバック（現在再確認中）
- ・再調査結果を最終報告としてとりまとめて公表する（施設と使用箇所）

■ 市有建築物点検・管理マニュアル（改訂版）を追補し充実させる（～9月）

- ・令和3年度に改訂したマニュアルに関し、専門家意見を反映して内容を追補し充実させる
- ・レベル1建材再調査結果とマニュアルを活用した施設管理者向けの研修を実施する（10月予定）

■ 市有建築物のアスベスト情報の統合に関する検討（～令和5年3月）

- ・毎年実施する市有建築物点検結果の集約及び統一的な点検方法を検討する
- ・全施設管理者による統一的な活用を目的とし、公有財産台帳と紐づけしたアスベスト情報の統合をめざす

■ 市有建築物の煙突について

煙突に使用されるアスベスト含有断熱材はレベル2建材であり、著しい損傷や劣化がない場合はアスベストの飛散性は低いとされているが、次の対策を講じて適切に対応する

- 調査分析の結果、断熱材にアスベスト含有が判明し、煙突として使用中のものは、施設運営状況を踏まえ計画的な改修を検討
- 含有あるが未使用の煙突 ⇒平成29年度に囲い込み済
- 含有あるが使用中の煙突
 - ・令和元年度から2か所を改修済
 - ・現時点の状況は右表のとおり

含有が判明した使用中煙突のある施設	所管課	分析調査年度	対策方針
本庁舎 高層館	総務課	H30年度	・R4年度に改修に係る技術的検討の事例調査を実施 ・調査結果を踏まえ、次年度以降、改修を計画
金岡公園体育館 自家発電用	スポーツ施設課	H30年度	・R3年度に技術的検討の事前調査を実施 ・R4年度に工法検討し、改修を計画
金岡公園体育館 空調用	スポーツ施設課	H30年度	
北老人福祉センター	長寿支援課	H30年度	・R6年度未入浴事業の廃止予定に伴い、R7年度以降は煙突使用を中止し囲い込み等の対策を予定 ・施設供用中は半年に1回程度、目視点検を実施
堺老人福祉センター	長寿支援課	H30年度	
布袋温泉	長寿支援課	H29年度	・R6年度未までに改修工事時期を検討し、R7年度以降に実施する予定 ・施設供用中は半年に1回程度、目視点検を実施
浜寺下水ポンプ場	三宝水再生センター	H29年度	・R2年度から煙突を切り替えしながら改修中、R4年度完了予定

3 報告事項

3-1 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）の策定について

3-2 臨時対策案件

3-2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チーム

3-2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

3-1 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）の策定について

総則 第1章

1 背景及び目的

平常時における本市の取組

- 災害時における適切なアスベスト飛散・ばく露防止対策に関する啓発を実施

災害時に特に配慮すべきこと

- アスベスト含有建築材料を使用した建築物等の倒壊・損壊に伴う外部への露出によるアスベストの飛散・ばく露のおそれ

環境省

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」

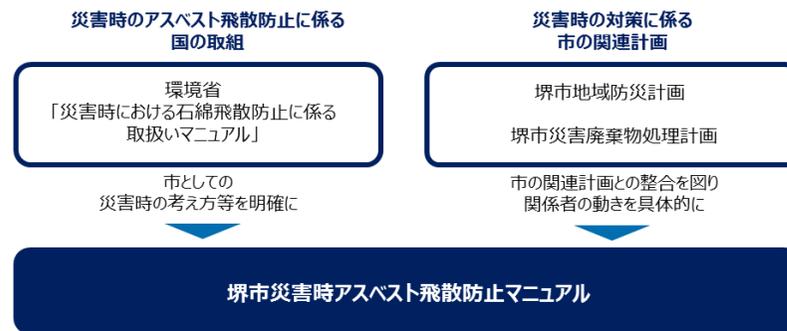
- 平常時から関係部局と連携して情報を共有・整理
- 災害時の迅速な対応に向け、アスベスト飛散防止対策に係る実施事項及び実施体制を規定

堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル

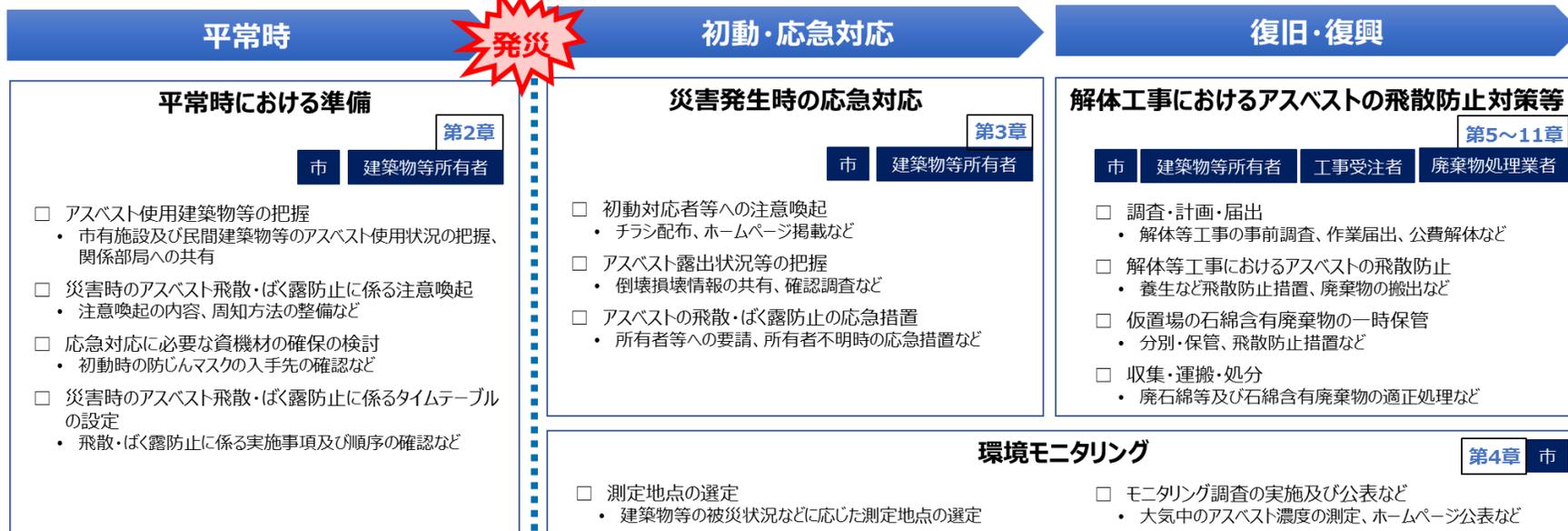
- 平常時：アスベスト飛散防止対策について基本的な実施事項等を定める
- 災害時：関係部局が連携して迅速な対応を図る
- 平常時及び災害時とも、一層の市民の安全・安心を確保する

2 本マニュアルの位置づけ

- 環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を参考とし、市としての対策の考え方、市及び関係者との役割分担、実施体制等を明確にする。
- 「堺市地域防災計画」及び「堺市災害廃棄物処理計画」との整合を図り、両計画で定めた災害時の市及び関係者の実施事項について、より具体的にマニュアルとして記述する。



（平常時～初動・応急対応～復旧・復興）の各段階における主な対応（概要）



■ 前回推進本部会議での確認事項

- ・建物周辺の気中濃度測定、建物北側空き地の土壌調査を実施する
- ・露出部のアスベストに関しては除去工事を検討する
- ・建物所有者と、今後の対策、スケジュール等について相談、調整する
- ・露出部の定期的（毎週）な定点観測（写真撮影）を実施する

■ 現時点の対応状況

- ・建物内部の気中濃度調査の結果、市有施設でアモサイトを確認
- ・建物全体のアスベスト除去に向けた手法の検討
- ・建物所有者など関係者への説明資料の作成
- ・露出部の定期的（毎週）な定点観測（写真撮影）を実施

■ 今後の取組

- ・建物全体のアスベスト除去に向けた手法の検討を行う
- ・建物所有者など関係者に対しアスベスト除去に向け協力を求めていく
- ・屋外露出部分の定点観測を継続する

全体位置図



建物・北側市有地



建物・平面図



建物写真



3-2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

■ 前回推進本部会議での確認事項

- 対象4校の対応
 - ・4校とも体育館3階フロアを減築し、福泉小学校は代替校舎を設置する。
- 健康リスクの検証
 - ・教室や天井裏等において、アスベスト繊維数濃度は検出下限値未満であった。
 - ・4校とも健康リスク検証の対象とし、今後動的（アクティブ）な状況を想定した健康リスクの検証を進めていく。

■ 対象4校の今後の対応について

- 体育館3階フロアの減築
 - ・日置荘小学校の減築設計は6月に入札予定。
（次年度工事予定）
 - ・他の3校についても、早期の減築に向けて、計画的に進めていく。
- 福泉小学校代替校舎の建築
 - ・4月の入札は不調となったため、6月に再入札の予定。
 - ・本年度2学期中の完成をめざす。

■ 健康リスクの検証について

- 第3回懇話会の開催（3/30）
 - ・4校のうちアスベストの飛散する可能性が一番が高いと考えられる日置荘小学校に実験工区を設定し、ボールの投入や扉の開閉等、動的（アクティブ）な状況で、検証のための実証実験を行う。
- 今後のスケジュール（案）
 - ・現在、実証実験の準備を進めている。
 - ・実証実験の実施、懇話会で実験結果の報告（6月～）
 - ・健康リスクの検証、報告書の作成、結果の公表（～R5.3月）

